

特別養護老人ホーム千早赤阪春の家指定短期入所生活介護  
〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人一梅会が設置する特別養護老人ホーム千早赤阪春の家（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「短期入所介護従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする
- 4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

- 7 前6項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（大阪府条例第115号）、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 特別養護老人ホーム千早赤阪春の家
- （2）所在地 大阪府南河内郡千早赤阪村大字東阪122-1番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名  
管理者は、事業所業務を統括し、従業者の管理及び指導を行う。
- （2）医師 1名  
医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
- （3）生活相談員 1名  
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- （4）看護職員  
看護師 5名（非常勤5名）  
看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- （5）介護職員 28名（常勤10名、非常勤18名、介護福祉施設サービスと兼務）  
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- （6）栄養士 1名（常勤1名、うち1名介護福祉施設サービスと兼務及び通所介護の栄養士と兼務）  
栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- （7）機能訓練指導員 1名（看護職員が兼務）  
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- （8）事務職員 1名（常勤 1名）  
必要な事務を行う。

（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日10人とする。

- 2 居室数は、4人部屋2室、個室2室とする。（但し入所及び短期入所の定員の範囲内で、他の部屋を利用する場合もある。）

（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容）

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護・・介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
  - 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
  - 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
  - 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に随時取り替える。
  - 5 事業所は、利用者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
  - 6 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
  - 7 事業所は、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。
- (2) 食事・・事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。
  - 2 事業所は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。
- (3) 機能訓練・・事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又は、その減退を防止するための訓練を行う。
- (4) 健康管理・・事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- (5) 相談援助・・事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (6) その他のサービス提供・・事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。
  - 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。
  - 3 事業所は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。
  - 4 事業所は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
- (7) 送迎・・利用者の居宅から施設までの送迎を行う。

（利用料等）

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の送迎を行う場合は、その都度契約者と協議のうえ決める。

4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

（1）通常の食事

朝食 320円/回、昼食 500円/回、おやつ 60円/回、夕食 500円/回（消費税込み）

（2）経管栄養の食事

滅菌水提供費用 100円/日（消費税込み）

（3）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）

5 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

従来型個室 1, 150円/日、多床室 320円/日

6 理美容代 実費（施設に来る、移動美容室の料金）

7 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

（1）レクリエーション参加費

遠足・旅行・喫茶・宴会等

実費（交通費・宿泊費・特別な飲食等費用）

（2）クラブ参加費

編み物クラブ・図書クラブ・園芸クラブ などの

材料費 実費

（3）個室におけるテレビの利用料 20円/日（税込）

（4）複写物の交付 1枚につき20円（税込）

（5）キャンセル料 利用当日のキャンセルは、介護保険の自己負担額、及び食事代・滞在に要する費用を徴収する。但し、利用者の急な体調不良など正当な事由がある場

合は、徴収しない。

- 8 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第5項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- 9 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 10 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 12 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、千早赤阪村、富田林市、河南町、太子町、河内長野市の区域とする。

（衛生管理等）

- 第10条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

## 運営規程（短期入所・予防短期入所）

### （緊急時等における対応方法）

- 第12条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### （非常災害対策）

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

### （苦情処理）

- 第14条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### （個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

## 運営規程（短期入所・予防短期入所）

### （虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### （その他運営に関する留意事項）

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後12ヵ月以内
- （2）継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一梅会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### （サービスの利用に関する留意事項）

#### 第18条

施設の利用にあたり、短期入所生活介護利用者及び特別養護老人ホーム入所者の共同生活の場として、

快適性、安全性を確保する為、下記の事項を遵守する事を明記する。

#### （1）持ち込みの制限

利用者及びその家族は、利用者が施設での日常生活に必要な身の回り品、以外は持ち込んではない。

貴重品や高額な通貨や証券の持ち込みは認めない。

#### （2）面会

面会時間は 9：00～17：00 とし

来訪者は、必ずその都度、氏名と面会時間を届け出なければならない。

## 運営規程（短期入所・予防短期入所）

来訪者は、生鮮食料（生魚・生卵等）、危険物（刃物・火気等）を持ち込んで서는ならない。

### （3）外出

利用者が外出する場合は事前に、書面による申出を必要とする。

### （4）食事

施設利用中に、家族等との外出などで食事を利用しない場合は書面による申出を行う。

但し食事に係る費用は、食事利用時と同額とする。

### （5）施設・設備の使用上の注意

○利用者は居室及び共用施設、法人の敷地をその本来の用途に従って利用する。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設の建物や、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者及びその家族に現状復帰にかかる費用の請求、または物品の代価の支払を求めらる。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要の為、法人の職員及び法人が依頼した専門業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。但し、その場合、利用者のプライバシー保護について、十分な配慮を行う。

○利用者及びその家族は、施設の職員や他の利用者・入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、人権侵害行為を禁止する。

### （6）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙は禁止とする。

### （7）サービス利用中の医療の提供について

緊急等に医療を必要とする場合は、契約者の希望により、併設の診療所や下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができる。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではない。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもない。）医療に係る費用は、利用者負担である。

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 敬仁会 岡記念病院
所在地・電話番号	河内長野市西之山町 11 番 18 号 TEL0721-55-1221
診療科	内科、外科、脳神経外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科
ベット数	118床

医療機関の名称	医療法人 さくら会 さくら会病院
所在地	大阪狭山市半田5丁目2610-1
電話番号	072-366-5757
歯科医療機関名称	木下歯科医院



運営規程（短期入所・予防短期入所）

所在地	富田林市須賀3丁目5番23号
電話番号	0721-52-6477

附 則

この規程は、平成12年4月3日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月1日から施行する

この規程は、平成22年12月1日から施行する

この規程は、平成24年11月1日から施行する

この規程は、平成25年11月1日から施行する（更新申請時の修正）

この規程は、平成27年8月1日から施行する

この規程は、平成30年11月1日から施行する（定員変更）